

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新
- 保安林の解除予定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分
- " "
- 廃物と認定することが困難な放置自転車等の処分

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

健康推進課

"

障害福祉課

"

"

治山課

道路整備課

"

港湾課

"

"

県民生活交通課

目次

担当課（室）

- " "
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- " "
- " "
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
- 一般競争入札の実施
- " "
- 警備業法に基づく検定
- " "
- 警備業法に基づく講習

【公安委員会】

建築指導課

"

"

"

用度課

"

生活安全企画課

"

"

◎岡山県告示第三百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

青山医院

美作市福本五四九

平成二十九年二月一日

◎岡山県告示第三百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

てぜん内科クリニック

倉敷市水江一

平成二十九年六月一日

◎岡山県告示第三百十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十九年五月十六日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

浦井 由光 肢体不自由

南岡山医療センター

都窪郡早島町早島四〇六六

岡 直樹 肢体不自由、心臓、呼吸器

岡ハートクリニック

総社市岡谷一七〇

山下 順 視覚

つやま山下眼科

津山市河辺字一本木一〇三七一一

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

佐古 篤謙 呼吸器

湯郷ファミリークリニック

美作市湯郷八一五十六

小野 智毅 肢体不自由

赤磐医師会病院

赤磐市下市一八七一一

◎岡山県告示第百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

久米薬局

所在地

津山市宮尾二五三一五

担当する医療の種類

調剤

指定年月日

平成二十九年六月一日

◎岡山県告示第三百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

更新年月日

ファーマシイとかや薬局

井原市高屋町二四七一

調剤

平成二十九年六月一日

◎岡山県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

高梁市有漢町有漢字潰ノハナ一〇九二の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

平成29年6月2日 岡山県公報 第11893号

◎岡山県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四三〇号
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 | 延長 |
|----------------|---|-----|----------------|------|
| 玉野市宇野二丁目四五番一地内 | | 新 | 一〇・四 （メートル） | 一六・六 |
| 玉野市宇野二丁目四五番一地内 | | 旧 | 八・三 （メートル） | 一六・六 |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 布賀地頭線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 | 延長 |
|--------------------|---|-----|---------------|-------|
| 高梁市川上町高山字須志前五七九番六地 | | 新 | 七・〇 （メートル） | 一四一・〇 |
| 先から | | | | |

一 道路の種類 県道
 二 路線名 山田槌ヶ原線
 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---------------------------|---|-----|---------------|--------------|
| 玉野市八浜町大崎字小池一七六六番二地 先から | 玉野市八浜町大崎字五代田一六八六番二地 地先を経て 玉野市八浜町大崎字五代田一六八九番一 ○地先まで | 新 | 一一・〇〇 三六・〇 | 一一三・九 |
| 玉野市八浜町大崎字小池一七六六番二地 先から | 玉野市八浜町大崎字五代田一六八九番一 ○地先まで | 旧 | 四・〇〇 一一・〇 | 一〇九・〇 |
| 玉野市八浜町大崎字小池一七六六番二地 先から | | | | |

| | | | | |
|---------------------------|---------------------------|---|-------------|-------|
| 高梁市川上町高山字須志前五七〇番一 地先まで | 高梁市川上町高山字須志前五七九番六地 先から | 旧 | 五八・〇 | |
| 高梁市川上町高山字須志前五七〇番一 地先まで | | | 四・五〇 九・四 | 一五四・〇 |

| | | | |
|--|--|------------------------|--------------|
| <p>玉野市八浜町大崎字五代田一六八六番二 地先を経て 玉野市八浜町大崎字五代田一六八九番一 ○地先まで</p> | | <p>一一・〇〇 三六・〇〇</p> | <p>一一三・九</p> |
|--|--|------------------------|--------------|

平成29年6月2日 岡山県公報 第11893号

◎岡山県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 道路の路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|----------------|---------------|--|------------|
| 県道 一般国 道 | 布賀地頭線 四三〇号 | 玉野市宇野二丁目四五番一地内 高梁市川上町高山字須志前五七九番六地先から 高梁市川上町高山字須志前五七〇番一地先まで | 平成二十九年六月二日 |

◎岡山県告示第三百二十四号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

| 車輪の大きさ及びフレームの色 | 数量 | 自転車防犯登録番号標等 |
|----------------|----|-------------|
| 二六インチ 黒 | 一台 | |
| 二六インチ 緑 | 一台 | |
| 二〇インチ 黒 | 一台 | |
| 二〇インチ 黒 | 一台 | |
| 二六インチ 白 | 一台 | |
| 二六インチ 銀 | 一台 | |
| 二六インチ 黒 | 一台 | 北一F七九三六二香川県 |
| 二七インチ ピンク | 一台 | 岡山南H五二五〇〇 |
| 二七インチ 黒 | 一台 | |
| 二六インチ 赤 | 一台 | |
| 二七インチ 青 | 一台 | |
| 二七インチ 青 | 一台 | 玉野H〇四三八一 |
| 二七インチ 紫 | 一台 | 玉野九三三〇七 |
| 二七インチ 銀 | 一台 | |
| 二六インチ 紫 | 一台 | 玉野H〇一五八一 |
| 二六インチ 銀 | 一台 | 玉野A〇三七六一 |
| 二六インチ 黒 | 一台 | |
| 二〇インチ 銀 | 一台 | |
| 二七インチ 銀 | 一台 | |
| 二〇インチ 銀 | 一台 | 玉野A三二七三四 |
| 二六インチ 紫 | 一台 | 兵庫C五六一一七八 |

二六インチ 青

一台

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十八年六月十六日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一―三二二一

◎岡山県告示第三百二十五号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

| 車輪の大きさ及びフレームの色 | 数量 | 自転車防犯登録番号標等 |
|----------------|----|-------------|
| 二六インチ 銀 | 一台 | 倉敷C八五五一五 |
| 二六インチ 青 | 一台 | |
| 二〇インチ 黒 | 一台 | 玉野A二七九〇〇 |
| 二七インチ 銀 | 一台 | |
| 二六インチ 黒 | 一台 | |
| 二六インチ 黒 | 一台 | |
| 二六インチ 水色 | 一台 | 玉野A二四四四四 |
| 二七インチ 銀 | 一台 | |
| 二六インチ 白 | 一台 | 玉野H〇五六三七 |
| 二七インチ 銀 | 一台 | |
| 二七インチ 白 | 一台 | 倉敷D〇四六三 |
| 二六インチ 銀 | 一台 | |
| 二六インチ 紫 | 一台 | 香川北―E〇五九四二 |
| 二〇インチ 銀 | 一台 | |
| 二七インチ 水色 | 一台 | |
| 二六インチ 銀 | 一台 | |

平成29年6月2日 岡山県公報 第11893号

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十九年一月二十七日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一―三二二一

◎岡山県告示第三百二十六号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車等の処分について次のとおり告示する。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車等の種類、名称、形状等、数量及び自転車防犯登録番号標等

| 種類、名称、形状等 | 数量 | 自転車防犯登録番号標等 |
|--------------|----|-------------|
| 自転車 二六インチ 黄 | 一台 | 香川県A B九九四三二 |
| 自転車 二六インチ 銀 | 一台 | 玉野H〇五九四九 |
| 自転車 二六インチ 青 | 一台 | 玉野A一五九五〇 |
| 自転車 二六インチ 黄 | 一台 | |
| 自転車 二六インチ 茶 | 一台 | |
| 自転車 二六インチ 銀 | 一台 | 玉野H〇八七〇八 |
| 自転車 二六インチ 紫 | 一台 | |
| 自転車 二七インチ 銀 | 一台 | 玉野H〇一〇九八 |
| 自転車 二六インチ 銀 | 一台 | |
| 自転車 二六インチ 銀 | 一台 | 玉野A三五三八一 |
| 自転車 二七インチ 白 | 一台 | |
| 自転車 二七インチ 黒 | 一台 | |
| 自転車 二七インチ 水色 | 一台 | |
| 自転車 二七インチ 赤 | 一台 | 岡山南H一一一四五 |
| 自転車 二六インチ 銀 | 一台 | 香川県A B二五七九六 |
| 自転車 二六インチ 銀 | 一台 | |
| 自転車 二六インチ 青 | 一台 | 玉野H〇七六一二 |
| 自転車 二六インチ 銀 | 一台 | 玉野A〇六一九八 |
| 自転車 二〇インチ 銀 | 一台 | |
| 自転車 二七インチ 銀 | 一台 | 玉野H〇三八九八 |
| 自転車 二〇インチ 銀 | 一台 | 岡山南H八一七三一 |
| 自転車 二六インチ 黒 | 一台 | 岡山西五〇八五 |

平成29年6月2日 岡山県公報 第11893号

| | | | | |
|---------|-------|---|----|----------------|
| 自転車 | 二六インチ | 黒 | 一台 | 香川県A A 一 二 四 八 |
| 自転車 | 二六インチ | 黒 | 一台 | |
| 自転車 | 二六インチ | 白 | 一台 | |
| 自転車 | 二六インチ | 銀 | 一台 | |
| 自転車 | 二六インチ | 銀 | 一台 | |
| 自転車 | 二六インチ | 紫 | 一台 | |
| 小型自動二輪車 | オートバイ | 黒 | 一台 | |

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十九年三月十六日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車等を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一一三二二一

〔二八〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きび電脳倶楽部

三 代表者の氏名

山本 照美

四 主たる事務所の所在地

倉敷市阿知三丁目八番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び重度の障害者に対し、パソコン等に親しむことにより、その生活の質が向上し、かつ脳の働きを活性化させることにより認知症の予防に資する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二八一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NK M

三 代表者の氏名

小坂 光司

四 主たる事務所の所在地

総社市井手三六六番四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類、役員に関する事項及び会議に関する事項

平成29年6月2日 岡山県公報 第11893号

〔一八二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一三三〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町占見新田七〇五一四グランメゾンTA二〇一

中塚 章文

三 許可番号

岡山県指令建指第二一号

平成29年6月2日 岡山県公報 第11893号

〔一八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字堀ノ西一〇九一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市広江三丁目一―四二―三四

中元 勝弘

三 許可番号

岡山県指令建指第二二号

〔一八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市香登西字判田八三―七、字横田一七七―一、一七九―一、一八〇―一、一八一―一、一八三―一、一八四―一、一八五―一、一八五―五、字沼ノ口一八九―一、一八九―二、一八九―三、一八九―四、一八九―五、一八九―六、一八九―七、一八九―八、一八九―九、一九〇―二、一九一―二、一九三―二、一九四―一、一九四―三、一九四―四、一九五―一、一九五―二、一九七、一九八―一、一九八―二、一九九―一、一九九―二、二〇〇、字向沼二〇―一、二〇二―一、二〇二―二、二〇二―三、二〇三―二、二〇三―三、二〇三―八、二〇三―九、二〇四―二、字鴨沼二二三―四、二二三―五、畠田字上片田五五六―七、字上横田五七六、字横田五七九―一、五七九―二、五八一―一、五八一―二、五八一―三、字下片田五八二―一、五八二―二、五八二―三、字上横田五八三―一、五八三―二、五八三―三、五八三―四、五八三―五、五八三―六、字横田五八四―一、五八四―三、五八四―四、五八四―五、五八四―六、字後沼六九三―二、六九三―四、六九四―一、六九四―二、六九四―四、六九四―五、六九四―六、六九四―七、六九五―一、六九五―二、六九六、六九七―一、六九七―八、六九八―二、六九八―三、六九八―八、七〇二―三、七〇二―四、七〇二―一三、七〇二―一四、七〇三―一、七〇三―三、七〇三―五、七〇三―六、七〇三―九、七〇三―一〇、七〇三―一三、七〇三―一六、七〇四―二、七〇四―四、七〇四―六、七〇六―二、七〇六―六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市東片上一二六

備前市長 田原 隆雄

三 許可番号

岡山県指令建指第八号

平成29年6月2日 岡山県公報 第11893号

五 許可番号
岡山県指令建指第八号

〔一八六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 477式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び29年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（知事部局分）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成29年9月29日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

号 3 9 8 1 第 報 公 岡 山 県 平 成 2 9 年 6 月 2 日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年7月4日（火） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年6月2日（金）から同年7月4日（火）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ115グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年7月14日（金） 13時40分

ただし，郵送等による場合にあつては，平成29年7月13日（木）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は，一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成29年7月4日（火）17時までに，4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また，入札参加希望者は，契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 477 Units

(2) Delivery date :

By 29 September (Friday) , 2017

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:40 P.M. 14 July (Friday) , 2017

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies
Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

〔一八七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 521式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び29年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（教育庁分）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成29年9月29日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

号 3 9 8 1 第 報 公 岡 山 県 平 成 2 9 年 6 月 2 日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年7月4日（火） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年6月2日（金）から同年7月4日（火）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

岡山県公報 第11893号 平成29年6月2日

ア 入札日時

平成29年7月14日（金） 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、平成29年7月13日（木）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成29年7月4日（火）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 521 Units

(2) Delivery date :

By 29 September (Friday) , 2017

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1 :10 P.M. 14 July (Friday) , 2017

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2 - 4 - 6 , Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

◎岡山県公安委員会告示第八十六号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

| 警備業務の種別及び級 | 試験区分 | 実施期日 | 時間 | 場所 |
|------------|------|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 施設警備業務（一級） | 学科試験 | 平成二十九年九月八日（金曜日） | 午前九時から午前十一時まで | 岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎 |
| | 実技試験 | 平成二十九年十月一日（日曜日） | 午前十時から午後五時まで | 岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター |

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地在を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十九年七月二十四日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第八十七号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種類等

| 警備業務の種類及び級 | 試験区分 | 実施期日 | 時間 | 場所 |
|------------|------|-------------------|---------------|-------------------------------|
| 施設警備業務（二級） | 学科試験 | 平成二十九年九月八日（金曜日） | 午前九時から午前十一時まで | 岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎 |
| | 実技試験 | 平成二十九年十月二十二日（日曜日） | 午前十時から午後五時まで | 岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎 |

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

- ア 県内に住所を有する者
住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
- イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内であることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十九年七月二十四日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第八十八号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

| 警備業務の区分 | 期 日 | 時 間 | 場 所 |
|---------|-------------------------------------|-----------------|-----------------------------|
| 施設警備業務 | 平成二十九年八月二十日（火曜日）から同月二十四日（木曜日）までの三日間 | 午前九時から午後五時三十分まで | 岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所 |

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十九年七月三日（月曜日）から同月七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

二万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。